鳥栖市監査告示第 12 号

令 和 7 年 5 月 16 日

監 査 結 果 報 告 書

鳥栖市監査委員

川 﨑　真 澄

徳 渕　拓 三

鳥 監 第　１３０ 号

令 和 7 年 5 月 16 日

鳥栖市選挙管理委員会

委員長　西　村　　裕　孝　　様

鳥栖市監査委員

川　﨑　　真　澄

徳　渕　　拓　三

定　期　監　査　の　結　果　に　つ　い　て

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定により、選挙管理委員会事務局の定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり報告します。

定期監査結果報告

監査の対象	選挙管理委員会事務局
監査の期間	令和７年４月８日から令和７年５月 15 日まで
監査の方法	令和７年３月 31 日現在における財務に関する事務の執行状況及び一般事務の執行状況について、業務システムで管理されたデータ、提出された資料及び帳簿の全部又は一部について照合、確認を行うとともに、関係職員の説明を聴取し実施した。 また、前回の監査結果及び業務上想定されるリスクを基に、出納及び契約に係る事務を監査重点項目に設定し、鳥栖市監査基準に準拠し実施した。

監査の結果

今回の監査において改善を求めた事項は次表に示すとおりである。

区分	出納		出張	補助金	契約	財産管理	その他	計
	収入	支出						
指摘事項								0
注意・検討を求める事項						1		1
留意すべき事項			1		9		9	19
計	0	0	1	0	9	1	9	20

（指摘事項）
　法令等に違反又は不当その他適正を欠く事項と認められるもの
（注意・検討を求める事項）
　指摘事項に該当しないまでも注意あるいは検討すべき事項と認められるもの
（留意すべき事項）
　注意・検討を求める事項に該当しないまでも注意喚起すべき事項と認められるもの

監査対象の事務については、概ね良好に執行されていたが、その一部において、次のとおり注意・検討を求める事項が認められたので、必要な措置等を講じ、改善に努めるよう要請した。

なお、留意すべき事項については、その内容を局長等に説明をし、注意喚起を行った。

◆財産管理事務

〇切手の不適切使用について

レターパックの料金改定に伴い、新料金との差額分に切手を充当する際、必要額以上の切手を貼付している。